平成２７年（フ）第２０８号
大阪府枚方市三栗２丁目12番14号、事業所所在地大阪府枚方市楠葉並木２丁目23番１号
破産者　ブティックＫＥＮＩＣＨＩＲＯＵこと小山研一郎
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０９号
大阪府枚方市三栗２丁目12番14号
破産者　小山　悦子
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番12―202号
破産者　興梠千恵子
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第２号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1652番地１、前住所兵庫県朝来市和田山町平野19番地
破産者　谷井　秀也
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
奈良市東向北町27番地　コーポひろおか405号
破産者　石神　和也（旧姓坂田）
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９６１号
広島市佐伯区屋代３丁目17番46―206号、開始決定時の住所広島県安芸高田市八千代町上根826番地６
破産者　岡野　和夫
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１号
広島県安芸郡府中町桜ケ丘18番23号
破産者　髙砂　範行
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３号
北海道旭川市神居８条９丁目１番13号　サンコーマンション２階201号室
破産者　久末美紀子
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２１号
横浜市旭区さちが丘54番地29　サン二俣ハイツ205
破産者　小林　慎一
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２４号
東京都八王子市暁町２丁目31番34号
破産者　井上　公生
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２９号
相模原市中央区清新１丁目４番13号　プリマベーラ103
破産者　関口　隆志（旧姓北田）
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７４号
新潟県村上市泉町３番21号、前住所新潟県胎内市東牧136番地156
破産者　尾形　直法
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５４号
石川県かほく市高松フ99番地、開始決定時の住所石川県かほく市高松ク11番地８
破産者　こいこい寿司こと　沖野　　巖
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
石川県白山市井口町北146番２号地
破産者　あいがめこと　石田　武司
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１２号
岐阜県揖斐郡大野町黒野330―１、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字小衣斐367番地１
破産者　杉山　時彦
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
岐阜県揖斐郡大野町黒野330―１、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字小衣斐367番地１
破産者　杉山　妙子
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野330番地１
破産者　杉山　哲也
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野1039番地７、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡大野町大字大野916番地７
破産者　前原　雄二
1　決定年月日　平成27年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係